

## 学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱(案)

(平成22年 月 日北海道教育委員会教育長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、学校及び教職員の法令等違反に関する道民からの情報提供の処理に関し必要な事項を定めることにより、学校運営の適正化を推進するとともに、情報提供者の保護を図り、もって学校教育に対する道民の信頼の確保に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「学校」とは、道立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「道立学校」という。)並びに市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「市町村立学校」という。)をいう。

2 この要綱において、「教職員」とは、道立学校に勤務する職員及び市町村立学校に勤務する職員をいう。

3 この要綱において、「情報提供」とは、学校の運営及び教職員のサービスに関し、法令や学習指導要領に違反する行為が行われ、又はまきに行われようとしている旨を北海道教育委員会に伝達することをいう。

4 この要綱において、「情報提供者」とは、前項の情報提供を行う道民(児童生徒の保護者、地域住民、教職員等)をいう。

## (処理体制)

第3条 情報提供の窓口は、総務政策局教育政策課長(以下「教育政策課長」という。)とする。

2 情報提供者は、別紙の法令等違反行為の例を参考として、教育政策課長あてに文書により情報提供を行うものとする。

3 教育政策課長は、情報提供者から情報を受理した場合は、当該情報について調査の必要性を十分に検討した上、調査を行うときはその旨を、調査を行わないときはその理由を、当該情報提供者に対し通知するよう努めるものとする。

4 教育政策課長は、前項の検討の結果調査を行うこととした場合は情報提供内容を所管する関係部署(以下「担当部署」という。)に当該調査の実施を指示するものとする。

## (情報提供者の保護)

第4条 情報提供者は、正当な情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 情報提供者の氏名等については、北海道情報公開条例に基づき、非開示情報として処理するなど、適切に管理するものとする。

**(情報提供者の責務)**

- 第5条 情報提供者は、不正な利益を得る目的、教職員を誹謗中傷する目的又は第三者に損害を与える目的で情報提供してはならない。
- 2 情報提供者は、情報提供に当たっては、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な事実に基づき行わなければならない。

**(道立学校に関する調査)**

- 第6条 担当部署は、調査の実施に当たっては、情報提供者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 2 担当部署は、必要があると認めるときは、関係道立学校の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係道立学校職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 前項の関係道立学校職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該調査に誠実に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らし、又は当該情報提供者を特定するための調査等を行ってはならない。
- 4 担当部署は、調査が終了した場合、当該調査結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

**(市町村立学校に関する調査)**

- 第7条 担当部署は、情報提供内容が市町村立学校に関するものである場合には、当該市町村教育委員会に調査等の適切な対応を依頼する。
- 2 担当部署は、市町村教育委員会における調査等が適切な方法で行われるよう、前条の道立学校に関する調査を参考にしつつ、必要に応じて指導・助言を行うものとする。
- 3 市町村教育委員会は、調査等が終了した場合には、その結果を速やかに担当部署に報告し、担当部署は、当該報告の内容を速やかに教育長に報告しなければならない。

**(調査結果に基づく措置等)**

- 第8条 教育長は、第6条第4項及び前条第3項に基づく調査結果等の報告を受けた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- 2 教育長は、前項の措置を講じるに当たって必要がある場合には、北海道教育委員会の議決を経る又は北海道教育委員会に指示を仰ぐものとする。
- 3 教育政策課長は、情報提供に係る調査結果及び講じた措置の概要を、関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、情報提供者に対し通知するよう努めるものとする。
- 4 教育長は、この要綱に基づく情報提供制度の情報提供件数等の運用状況について公表するものとする。

**附 則**

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

別紙

## 学校及び教職員の法令等違反行為の例について

### 1 学校教育法施行規則関係（学習指導要領等に基づかない指導）

例えば、学校において、次のような事実があった場合には、法令等違反となるおそれがあります。

- ・小中学校において、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていない。
- ・小中学校において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数が確保されていない。
- ・高等学校において、教育課程が、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成されていない。
- ・高等学校において、すべての生徒に履修させる各教科・科目を履修させていない。

※ いずれも文部科学省から研究開発学校又は教育課程特例校の指定を受け、学習指導要領等によらない教育課程の編成を認められている学校は除く。

### 2 教育公務員特例法関係（政治的行為）

例えば、教職員に、1～4頁のような行動の事実があった場合には、法令違反となるおそれがあります。



朝日  
5/27(木)

禁止政治行為 ■ 指導要領逸脱

先生の違反受け付け  
道教委、保護者や同僚から

道教育委員会は、公立学校制度を検討しており、26日の教育委員会で制度の原案が、**道職員の違法な政治的行為**などがあった場合の情報提供を、早ければ6月上旬から受とに必要があれば調査する。北海道教職員組合（北教組）の違法献金事件に確保するのが目的として、関連して道教委が情報提供する。

受け付ける情報は、①学習指導要領に基づかない指導②公職選挙法などで禁じられた政治的行為①の項目。道教委の教育政策課長が窓口となり、保護者や住民、教職員らから手紙、メール、FAXで受け付ける。  
個人的な誹謗や中傷を目的とした情報提供を防ぐため、情報提供者が氏名と連絡先を明らかにするのが原則だ。ここで、学校教育への信頼を確保するが目的として、関連して道教委が情報提供する。

情報をもとに道教委の担当部署が調査するほか、市町村立学校の情報があれば、必要に応じて市町村教委に調査を依頼している。

道新  
5/27(木)

組合活動の通報制度  
 提供者名明示求める  
 道教委  
 道教委は26日の定例  
 教育委員会会議で、教  
 職員の活動実態な  
 どに関する情報を保護  
 者から受け付ける  
 「通報制度」について  
 受付窓口を道教委教育  
 政策とするなど、制  
 度の概要を公表した。  
 5月中にも施行する。  
 通報制度は、北教組  
 の政治資金規正法違反  
 事件を受け、道教委が  
 導入を目指していた。  
 道教委によると、受  
 け付ける情報は、現場  
 の混乱を避けるため、  
 学習指導要領に基づか  
 ない指導や、違法な教  
 職員の政治的行為など  
 に限定する。調査が必  
 要と判断した場合、道  
 立学校に資料提供を求

めたり、市町村教委に  
 調査などを依頼する。  
 「クラス替えに納得で  
 きない」などのクレ  
 ームは対象外。誹謗中傷  
 目的を防ぐため、情報  
 提供者には名前や連絡  
 先の明示を求める。  
 こうした制度は全国  
 的にも異例。教育委員  
 会からは「情報で教職員  
 が傷ついたり、現場が  
 混乱しないよう配慮し  
 てほしい」との意見が  
 出た。

毎日 5/27(木)

道教委、通報制度に要綱

組合員らの政治的行為監視  
 北海道教職員組合 26日、北教組組合員ら  
 (北教組)の違法献金  
 の政治的行為を監視す  
 る通報制度要綱を決め  
 事件を受け、道教委は

だ。要綱は教育公務員  
 特別法などに基つき、  
 違反行為の具体例を列  
 挙。通報があった場合、  
 道教委や市町村教委が  
 事実関係を調査する。  
 情報提供者には、道教  
 委教育政策課長あての  
 文書で通報するよう求  
 めている。  
 要綱の正式名称は  
 「学校教育における法  
 令等違反に係る情報提  
 供制度に関する要綱」。  
 情報提供者を「児童・  
 生徒の保護者、地域住  
 民、教職員等」とし、  
 道教委の窓口を教育政  
 策課長に定めた。政治  
 的行為の違反例として  
 は「PTA等の会合の  
 席で、特定の候補者の  
 推薦を決定させる」「選  
 挙用スチールをばって  
 まわる」など29項目を  
 例示した。  
 【高山純一】